

第21期第13回山口県内水面漁場管理委員会
議 事 録

令和6年3月19日

山口県内水面漁場管理委員会

第21期第13回山口県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月19日（火） 午前13時52分～
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和6年3月11日（月）
発した日
- 5 通知した議題
 - (1) 議題
 - 第1号議案 共同漁業の免許について（知事諮問）
 - 第2号議案 遊漁規則の認可について（知事諮問）
 - 第3号議案 山口県漁業調整規則第10条第1項第1号に関する適格性の基準について（協議）
 - (2) その他（報告事項）
 - ア 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について
 - イ 「山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程」の策定について
- 6 出席者
 - （委員：10名）
酒井 治己、米村 義信、岩本 憲慈、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、品川 石和、山本 美子、船崎 美智子、渡邊 毅
 - （県及び事務局）
農林水産部水産振興課
漁業調整取締班
主査 吉中 強
主査 土井 健一
主任 枝廣 直樹
岩国・柳井・周南農林水産事務所 主幹 井上 存夫
山口・美祢農林水産事務所 主査 田中 全
萩・長門農林水産事務所 主任技師 岡本 訓明
下関水産振興局 主査 金近 哲彦
山口県内水面漁場管理委員会事務局 事務局長 向井 秀
書記 中元 佑香

7 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 共同漁業の免許について（知事諮問）

【結果】原案のとおりで適当である旨、知事に答申することとした。

第2号議案 遊漁規則の認可について（知事諮問）

【結果】原案のとおりで適当である旨、知事に答申することとした。

第3号議案 山口県漁業調整規則第10条第1項第1号に関する適格性の基準について（協議）

【結果】原案のとおりで適当である旨、農林水産部長に回答することとした。

(2) その他（報告事項）

ア 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について
水産振興課から報告を受けた。

イ 「山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程」の策定について
事務局から報告を受けた。

8 傍聴人 なし

9 審議の概要

向井事務局長 定刻より若干早いようですが、本日出席予定の委員さんが全員お揃いですので、ただ今から、第21期第13回山口県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、委員10名全員のご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いいたします。

酒井会長 本日は、漁業権切替えに関しまして、共同漁業権の免許と関連した遊漁規則の認可についての知事からの諮問が2件と、漁業許可に係る適格性の基準についての協議と併せて3件の議題となっております。

委員の皆様方の慎重なご審議をお願いし、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

向井事務局長 ありがとうございました。
以後の進行は酒井会長にお願い致します。

酒井会長 議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。
今回は、岩本委員と米村委員にお願いします。

それでは議事に入ります。第1号議案「共同漁業の免許について」、事務局から説明をお願いします。

中元書記

事務局の中元です。

資料の1ページをお開きください。

第1号議案について、令和6年2月27日付で、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされています。

説明については、水産振興課からお願いします。

水産振興課

水産振興課の土井です。着座にて説明いたします。

土井主査

資料の2ページをお開きください。

内水面共同漁業権免許申請一覧表という資料です。

現行の免許の期間が今月の3月31日を持って終了するというところで、内水面の共同漁業権の内水面漁場計画を策定しまして、昨年10月30日付で公示をして、申請を募っておりました。

申請期間は、1月4日から2月9日の期間で申請を募っておりまして、ここに出ておりますが、県下の漁協から全ての漁場計画に対しまして、申請がされています。

その結果、何れの漁場についても、競願はありませんでした。

2ページの最初に共第2号、公示番号共第2号となっておりますが、第1号については、広島県の方で芸防漁協へ免許されていますので、2号から始まります。

なお、従来は、2号について木野川漁協と芸防漁協に対し免許していましたが、木野川漁協が解散するというので、従来の2号については、免許を更新しないこととしました。

従来の3号が2号になっています。

従来3号で、今回新しく2号になるのですが、錦川漁協が代表者になっておりますが、共有者にあるように、従来どおり玖北漁協と三須漁協との3者共同での申請となっています。

従来からの変更点としましては、共第5号島田川内水面漁協の第5種になりますが、従来、「ます」と「はや」と「ふな」がこれに追加されていたのですが、その3つを除けて、あゆ、うなぎ、かに、こいということになっています。

また、4ページを開いていただいたらと思います。

共第13号について栗野川漁協が第5種を申請しまして、その次に、従来であれば第1種しじみ漁業がありましたが、今回、更新しないということで、第1種を削除しまして、14号は深川川漁協の第5種となっています。

大きな変更点は、そういう形になっています。

また、2ページの表に戻っていただいて、先程説明しましたように公

示内容との相違はありませんでした。

適格性の確認ということで、関係地区内に住所を有し、1年に30日以上水産動植物を採捕する組合員の属する世帯数が関係地区に住所を有し、1年に30日以上水産動植物を採捕する者の属する世帯の数の2/3以上ということで、漁業法第72条第2項に適格性の有無がありました、何れも特に問題はないということを確認しています。

この度申請の上がったものは、全て問題がないということです。

内水面漁場管理委員会の意見を確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

酒井会長 ただ今説明がありましたように、内共第2号から内共第17号までの申請についてです。どなたかご質問等がありますか。

村田委員 錦川漁協のところに玖北漁協と三須漁協の共有者ということが良く分かっていないのですが、合体して1本になったということによいですか。

土井主査 あくまで、錦川漁協が代表で申請されているのですが、錦川水系はそれぞれの区域を分けておりますので、下流部分については錦川漁協、真中については玖北漁協というふうに3つに分かれていますので、従来どおり漁協は存在しています。

10年前もこの形で免許を受けています。

米村副会長 申請を3漁協で行い、その代表は錦川漁協となります。ただし、各漁協は、それぞれ独自の遊漁規則なりを定めております。

経営はそれぞれ別になります。

村田委員 当然、遊漁者もそれぞれ別に遊漁証が必要ということですね。

米村副会長 そういうことです。

酒井会長 よろしいですか。
他にございませんか。

品川委員 去年の12月のこの内水面の会議の際に、厚狭川漁協がしらすうなぎの何か申請されたようなことがあったのですが、これはこの免許とは違うのですか。

吉中主査 水産振興課の吉中です。着座にて説明します。

12月の管理委員会でうなぎ稚魚、まあ、しらすうなぎですけども、

これは漁業の許可になります。

そういう漁業の許可を厚狭川漁協が、これまで、毎年しらすうなぎを採捕されていましたが、漁業法の改正もありまして、漁業の許可で対応していくということで、12月の委員会で許可ということで審議しています。

酒井会長 よろしいですかね。

品川委員 これとは違うということですね。

酒井会長 他にございませんか。

私、知らないのですが、ちょっと質問なのですが、あおのりのニュースが出ていたのですが、栗野川のあおのりの採捕はこれとは違うのでしょうか。

榎野川ですか、1種あおのりというのがありますので、それとは違うのかな。

岩本委員 私、栗野川なのですが、あおのりについては、県漁協栗野支店のものになります。栗野川とはちょっと違います。

酒井会長 ああ、なるほど。ありがとうございます。

岩本委員 栗野川の中に生えていますが、今までの慣例で県漁協栗野支店が採るということになっています。

この前ちょっと話をしましたが、僕がちょっと負けました。

酒井会長 この免許申請とは違うということですね。

ありがとうございます。

他にございませんか。

-----質問、意見なし。-----

酒井会長 はい、じゃあ他にご意見等がなければ、第1号議案の諮問について、原案どおり適当である旨答申することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 異議なしと認められますので、第1号議案は、原案のとおり適当である旨知事に答申することといたします。

続いて、第2号議案「遊漁規則の認可について」事務局から説明をお

願います。

中元書記

事務局の中元です。

資料の6ページをお開きください。

第2号議案について、令和6年2月28日付で山口県知事から当委員会会長あてに諮問がされています。

説明は、水産振興課から願います。

土井主査

水産振興課の土井です。着座にて説明します。

7ページをご覧ください。

錦川漁協ほか13漁協から令和5年度の漁業権の一斉切替に伴いまして、遊漁規則の制定について、合計で15件の申請がありました。

まず、23ページに漁業法を抜粋しております。

漁業法第170条ですが、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとされています。

また、同条第2項に遊漁規則には、次の事項を規定するということで、漁業法で制定しなければいけないものがあります。

1号として遊漁についての制限の範囲、2号として遊漁料の額及びその納付の方法について、3号として遊漁承認証に関する事項、4号として遊漁に際し守るべき事項、5号としてその他農林水産省令で定める事項ということで、下に飛んで漁業法施行規則とありますが、遊漁規則に規定すべき事項ということで、第57条に1号漁場監視員に関する事項、2号として違反者に対する措置に関する事項というのが法定されています。

それを7ページの方で確認していただければと思います。

先程言いましたように、法定された遊漁についての制限というのが、漁具、漁法、遊漁期間、禁止区域、全長等の制限、行使規則との相違といった形になっています。

また、遊漁料の額及び納付方法ですが、遊漁料の額、納付方法、現地加算額を審査しています。

遊漁承認証に関する事項については、従来、様式でしたが、今回法改正で技術的助言が変わりまして、文言を記載する形になっています。

遊漁に際し守るべき事項というのが、この度水産庁の技術的助言で追加されておりまして、この点について審査しています。

また、採捕量調査等に協力の部分が技術的助言で今回追加されたものです。

すいません、遊漁に際し守るべき事項というのは、法定されたものでした。

漁場監視員に関する事項というところですが、遊漁証と同様に従来は様式で定められていましたが、技術的助言の変更によりまして、文言等での規定となっております。

また、違反者に対する措置についてということで、それぞれ、法定事項を確認しておりまして、一覧表にありますように、基本的に問題ないということで、認可の適否を確認しております。

それで、表の下のところ※行使規則との相違は、建網やえりやな等の制限があるのですが、これは組合員の生活依存度とか漁業調整上の支障の有無等を考慮すると遊漁の不当な制限には該当しないと判断しております。

8ページ以降に遊漁規則の概要を添付しています。

それは、あくまで概要です。別冊でそれぞれの遊漁規則がありますので、詳しいのを見る場合は別冊の資料を見ていただければと思います。

概要について説明します。

まず、錦川漁協については、10年前の遊漁規則と変更はありません。

9ページの玖北漁協についても変更がありません。

10ページに三須漁協を記載しています。

三須漁協は、遊漁料の部分で、あゆの手釣、竿釣の部分で家族を追加し、額は1年間5,000円となっています。

また、従来、うなぎの部分で大人、中学生でお金を取っていましたが、この度の改正で無料にしています。

かにについても従来遊漁料を取っていましたが、無料としています。

ます、こい、はやのところですが、従来はやの手釣、竿釣は無料だったのですが、今回、ますとこいについても無料となっています。

同じ様に11ページ、三須漁協は3号についてもあゆの手釣、竿釣のところ家族という遊漁料の区分を設けています。

先程説明しましてように、うなぎ、かに、ますについては従来遊漁料を規定していましたが、この度から無料に変更しています。

めくっていただいて、12ページに錦川上流漁協があります。

錦川上流漁協の変更点としましては、現地で遊漁料を徴収する場合の加算額を従来、上乗せ300円を規定していましたが、その部分を削除しています。それ以外は、従来どおり変わっておりません。

13ページ島田川内水面漁協も従来どおりで変わっておりません。

14ページの佐波川漁協ですが、遊漁料の部分で値段を上げています。全ての魚種で1,000円から2,000円上げています。

15ページに榎野川漁協があります。

榎野川も遊漁料を値上げしている部分があります。

あゆ、かに、うなぎの部分、若干、遊漁料を上げている部分があります。

16ページ厚狭川漁協、17ページ吉田川漁協、18ページ栗野川漁

協は従来の遊漁規則と変更がありません。

19 ページ深川川漁協ですが、遊漁の制限事項のところであゆの竿釣、投網の遊漁期間が従来6月1日から12月末まででしたが、6月1日から10月10日までに狭めております。

また、かについて、従来7月25日から12月末であったものを早めて、7月1日から12月末までと漁期を長くしています。

また、右側の全長等の制限ということで、かについて甲幅5cm以下という制限を追加しています。

20 ページの阿武川漁協は、従来と変更ありません。

21 ページの大井川漁協については、1 番目の遊漁の制限事項の概要について、うなぎの部分の手釣、竿釣、筒の遊漁期間が周年であったものを4月1日から10月31日までに制限しています。

また、かについては、遊漁期間が従来8月1日から10月末までであったものを、8月1日から11月末までに延長しています。

併せて全長等の制限の部分で、かについて甲幅5cm以下の制限を新たに設けています。

最後に22 ページの田万川漁協です。

一番上の遊漁の制限事項概要です。うなぎの部分ですが、かご（5個/人まで、目合規制あり）という部分を新たに追加しております。遊漁期間は5月15日から11月30日までです。

かの部分ですが、遊漁期間が従来は7月25日から10月末までであったものを8月15日から11月30日までということで遊漁期間を変更しています。

下側に現地徴収加算額が、従来300円であったものを1,000円に値上げしています。

遊漁規則の認可については、24 ページに掲載していますが、まず、「遊漁を不当に制限する」かどうかですが、ここに書かれてありますように、漁業法170条第5項第1号の「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業調整その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外の制限を言うものであるということになっています。

従いまして、そこに例を挙げているように組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課することは不当ではありません。

2 番の水産動植物の繁殖保護、漁業調整の観点から採捕者の数を制限する必要があり、かつ漁業権行使規則で特定の漁具、漁法の使用を特定の資格を有する組合員のみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具、漁法の使用を禁ずることは不当ではないと判断しています。

3 番目以降は、逆に不当であるという事例です。

組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具、漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具、漁法を制限することは不当である。また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当である。

最後にありますが、従来、慣行として容認されていた特定漁具、漁法による遊漁については、水産資源の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、当該漁具、漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限は不当であるとされています。

2 番目にあります「遊漁料の額が妥当かどうか」についてです。

水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の算定が妥当に行われているかどうかということなのですが、「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用」とは、下にありますように、卵、種苗又は親魚購入費とか放流事業費、漁場保護費、組合等が増殖及び漁場管理に直接必要とする費用、これら増殖、漁場管理費に要する人件費、事務費等の間接費、遊漁承認証の発行等の費用等、遊漁者の便宜のために直接必要とする費用を言います。

25 ページに移りますが、当該漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間に当該費用が実質的に見て公平に配分されているかどうかというのを確認しています。

遊漁料は必ず、漁業権ごと、かつ魚種、漁具、漁法ごとに決めるものとしておりまして、本県の場合は遊漁料の認可基準というのを定めています。

次のページを参照してください。

2 番の遊漁者と組合員の経費の負担割合の基準です。

そこにありますように、総経費の中から増殖事業外収入、例えば補償金、補助金等を除いた経費を組合員及び遊漁者が次の算定基準により負担するということになっています。

1 番目にありますように、遊漁者と組合員が均等に負担する経費ということで職員人件費、役員手当、会議費、旅費、負担金等が含まれます。

2 番目の遊漁者が主体的に負担する経費ということで、漁場監視費、遊漁証等印刷製本費、広報費になります。

3 番目に組合員と遊漁者が原則的には平等負担する経費であるが、組合員は出資金の拠出の他、年間を通じて増殖事業、河川管理に参加、奉仕している度合いが高いため、一応の目安として遊漁者の負担割合を組合員の150%以内とするということで、放流費、産卵場造成費、遡上保護費ということで、それらの3つについて経費区分を分けて、算定式に入れ、組合員の負担と遊漁料が公平かどうかを確認しています。

その結果、全て遊漁料の額が基準以内であることを確認しています。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

酒井会長 内水面漁業協同組合の遊漁規則について審査したところ、全て適切であると認められますが、如何でしょうかということであります。ただ今の説明に、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

船崎委員 はい、素人なので分からないのですが、例えば、11ページの先程お話のあった三須漁協で無料になった理由は、採れないから無料になったのでしょうか。あふれるほど採れるから無料になったのでしょうか。

土井主査 逆ですね。

船崎委員 採れないから無料ということですね。

土井主査 それと川に来てくれる人を増やそうとの狙いがあります。
まあ、採れないのが一番大きい理由と思います。

船崎委員 それと、もう一ついいですか。
遊漁期間が長くなったり、短くなったり、前に倒したり、後ろに倒したりしている理由は、たくさん理由があるとは思いますが、主な理由、なぜそういう風に変わったのか、教えてください。

土井主査 先程、委員が言われたように色んな理由があると思います。
例えば、産卵期がずれたために、ずらしたりとか。
一応なぜ、遊漁期間を定めるかということ、基本的には産卵に妨げのない期間に遊漁をする、楽しんでもらうということになると思います。
そういう部分がひとつあると思います。
今まで、周年でやっていたところを減らすというのは、それも大事なところは守って行かなければならないという漁協の考えから変更されたものと思います。
今回、遊漁規則の期間を変えた場合は、漁業権行使規則と同一になっていますので、遊漁者だけに制限するのではなくて、漁業者も期間を短くしていますし、ずらしていますので、そこは公平になっています。

船崎委員 分かりました。
多様な理由があるから、短くしたり、前に倒したりしているのが分かりました。
魚は、棲んでいる川によって違うのでしょうかね。

品川委員 田万川漁協の場合は、かのにの7月25日解禁を8月15日解禁に変更しています。

その理由は、7月25日から採り始めると脂が乗っていない、非常にまずいかにを採ることになるので、それよりもお盆過ぎから餌を良く食べて脂が乗ったかにを採ろうじゃないかということで、皆が話合って決めたということです。

船崎委員 分かりました。ひとつひとつ理由があるということですね。

酒井会長 他にございませんか。

村田委員 遊漁者の素朴な疑問ですが、錦川水系だけ、4つの漁協があります。
遊漁者としては、4つの遊漁証を買わないと上から下まで釣りができないのですが、他の川はだいたい一つなのですね。
なぜ、4つになったのかなと思います。
共通券を作っていただくといいですね。
全部買う人はいないと思いますが、私は大概2つ購入します。
錦川で、鹿野にも行きたい、玖北にも行きたい、一番下にも行きたいという気持ちからすると遊びづらい川になっていると思います。

酒井会長 その辺りはどうですか。

土井主査 漁業権が4つの漁協にあるというのは、過去の歴史を紐解いてみないと分かりません。
ただ、ひとつは、河川が大きいというのがあると思います。
今、村田委員がおっしゃった共通券等、遊漁者が利用しやすい時代に即したやり方もあると思いますので、できる部分は検討して行きたいと思います。

酒井会長 全国的に見るとそんなに大きな川ではないのですが。
山口県では、大きい方で、しかも急峻だから多分、上と下で増殖方法も色々違うと思います。

米村副会長 細かいことを言えば、漁協ごとに行使規則、遊漁規則が違いますし、出資金も違います。
ということで、本来は統一というのが良いとは思いますが、ある程度の話はしていますが、現段階ではまとまらないということです。

酒井会長 貴重なご意見で、漁協は分かれていても良いけど共通券を将来検討するとか、あるいは、組合員数が減少して来て一つになろうかということも将来ないとは言えないので、まあ、将来の検討課題ではないでしょうか。

他にいいですか。

私、ちょっとこれが、良い悪いではないのですが、例えば10ページの三須漁協ですが、家族の区分を作りましたね。

家族の価格が大人一人よりも安いというのは、大人一人で、俺は家族がいるということで家族を申し込む人が増えると思います。

それは、そういうことで良いのですか。

土井主査 多分、従来、取っていなかったものを取るようにしたのだと思います。

酒井会長 例えば、今までだと大人一人と中学生一人だと、6,000円と3,000円で9,000円になります。

中学生一人と大人一人が家族だとすると、5,000円になります。

大人一人が6,000円で購入していたのを家には家族がいるぞということで、家族で購入すると5,000円で済むということになります。

土井主査 三須漁協の戦略は良く分からないのですが、全体としては、無料にしたりして、川に行きやすいように改正していると思います。

従来に比べ、負担が軽くなって、三須の川に遊びに行こうかなという遊漁者を増やすように変えた可能性があると思います。

すいません、真意の確認はしておりません。

酒井会長 分かりました。実際に釣りに来る人達が増えるのか減るのか、どういう世代の人が増えるのか、減るのかで、また、変えて行くのでしょうか。他に何かございませんか。

よろしければ、第2号議案の諮問について、原案どおり適当である旨答申することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 異議なしと認められますので、第2号議案は、原案のとおり適当である旨知事に答申することといたします。

続いて、第3号議案「山口県漁業調整規則第10条第1項第1号に関する適格性の基準について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局の中元です。

資料の27ページをお開きください。

第3号議案について、令和6年2月20日付で、山口県農林水産部長から当委員会会長あてに協議がされています。

説明は、水産振興課からお願いします。

吉中主査

水産振興課の吉中です。着座にて説明します。

資料の 31 ページをお開きください。

漁業の許可に関する適格性ということで、あまり内水面の方には漁業の許可に馴染みがありませんが、品川委員が言われたうなぎ稚魚漁業は、内水面に関係があるということで、協議させていただいています。

31 ページに山口県漁業調整規則【抜粋】を記載しています。

9 条に許可なり起業の認可について、適格性を有していない者に対しては、ダメですよということが書いてあります。

一方で、22 条、真ん中のところですが、許可なり起業の認可を受けた者が、適格性がなくなった場合には、許認可を取り消さなければならないということが調整規則に規定されています。

適格性とは何ぞやということですが、下の方に 10 条ということで記載しています。

そこの一から五に該当する者は、適格性がない者ということになります。

10 条の一号、「漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること」、この点について、行政手続法上、審査基準なり、処分基準を定めておく必要があります。

この基準について、定めるということで協議させていただいたものです。

28 ページをお開きください。

28 ページに適格性の案を示しています。

国は基準を定めていまして、国の基準を参考に今回基準の案を作成しました。

「1 漁業に関する法令を遵守しない者の基準」ということで、そこに記載していますが、「漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」に該当する者の基準は、漁業に関する法令の違反及び命令に係る累積点数が 6 点以上になった日から 5 年を経過しないこととする。

ということで、まず、累積点数とはどういうものかということです。

累積点数とは、違反行為等をした日から 5 年以内の違反行為等による得点を合計したものです。

要は、5 年間で累積点数が 6 点以上になった者は、適格性がない者ということにします。

実際、どういう形で点付けをして行くのかということですが、30 ページをお開きください。

そちらに点数表ということで、整理しています。

まず、「1 漁業に関する法令に違反」ということで、漁業法第 189 条の罰則適用とその他ということを書いています。

違反をした場合には司法処分に問われますが、司法処分が禁固以上の

刑になった場合は3点とします。

で、罰金刑の場合は（１）漁業法第189条の罰則適用（特定水産動植物の採捕）ということで、これは特定水産動植物と言いまして、あわび、なまこ、内水面で言いますとしらすうなぎですね、これが特定水産動植物で指定されています。

そういう権利がなく採捕した場合は、違反で罰金刑になった場合は2点ということです。

その他の法令違反で罰金刑になった場合は1点とする形にしています。

次に「2 漁業法に基づく命令」ということで、漁業法第54条第2項ということで、これは違反等の行為があった場合に、県知事があなたの許可の効力を停止させますよという命令をかけることができるようになっていきますので、そういう命令をかけた者には1点。

次に漁業法第131条第1項ということで、違反した場合にあなたの船を10日間停めておきなさいという命令を県知事が出すことができる規定になっておりますので、そういう命令を受けた者については1点ということにしています。

ただ、（１）、（２）については、司法処分が下ってからこういう命令を出すのが通例ですので、既に罰金刑等を受けた者については、この部分の点数は加算しないということを備考に記載しています。

（３）漁業法第120条第11項ということで、委員会指示を海区なり、内水面で出していただいておりますが、そういう委員会指示に何度も従わない者については、知事が委員会指示に従いなさいという命令を出せるような形になっていきますので、そういった委員会指示違反に係る知事命令を受けた者については1点という形にしています。

最後に「3 漁業調整規則に基づく命令」ということで、船長等の乗組禁止命令ということで、これも漁業関係法令違反をした時に、県知事が船長に乗船してはいけないという命令を出すことができるようになっていきます。

そういう命令を受けた者には1点を付与します。ただし、先程、言いましたが、乗組禁止命令についても罰金刑等の司法処分を受けた後にそういう命令を出すのが普通ですので、罰金刑等を受けた場合であれば、ここの1点は加算しないということにしています。

29ページに戻ってください。

「2 漁業に関する法令の範囲」ということで、これも国の基準を参考に記載しています。

漁業法なり水産資源保護法、最後は上記法律に基づく命令ということで、これについては、国の政省令、県の漁業調整規則が該当します。

最後に附則ということで、2の累積点数の対象となる違反行為については、施行日以降のものから対象にするということで、施行日以降から

の違反行為について、こういう得点付けをしていきますということにしています。

海区の方は先日協議していますので、本日、内水面でご了解いただければ、令和6年4月1日から施行する予定にしております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

酒井会長 ありがとうございます。委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

米村副会長 点数表の関係ですが、海面が主になっています。

吉中主査 はい、そうですね。

米村副会長 内水面で該当するものは、ごく僅かなもので、このままの状態だとほとんど該当しないと思われます。

内水面と海面の両方の漁業権を持っている方がいらした場合、規制を受けるのは海面の方の違反であっても、内水面の組合員になっている方は両方の罰を受けるということですか。

吉中主査 海面、内水面両方の組合員となられている方で、今言いましたような、違反をした時は、そういう得点付けをさせていただきますと言うことで、実際、今、副会長が言われるように漁業の許可は海面が主なので、ほとんど海面での適用になります。

うなぎ稚魚漁業を内水面に許可していますので、内水面、海面両方に関わりますので、今回、協議させてもらったところです。

米村副会長 はい、分かりました。

酒井会長 よろしいですか。

最初にあったように、漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者ですから海面で悪さをしたら内水面でもダメでしょうということです。

他にありますか。

村田委員 前から思っているのですが、内水面漁協が無くなったところ、元々存在しない川、そういったところの対策ですね。

例えば、ダム湖では市等がわかさぎを放流するとかで管理しているところもありますが、こういう漁協のない川が野放しになっていますが、何か対策とか、方向性とかはないのでしょうか。

酒井会長 ダム湖等で地方自治体に免許しているところはそれなりに制限を受けるのではないのでしょうか。

その、何も無い所は全体をカバーするための漁具の制限とかありましたよね。

土井主査 全体で制限をかけなければいけないものは、県の漁業調整規則で制限をかけています。

ただ、個別のルールについては、村田委員が言われたように無いのが現状で、漁業権がなければ自由に採捕できるのが現状です。

逆に漁業権がないことによって川に自由に入れますので、管理が必要な部分もあるかもしれませんが、漁場の管理は必要な面はあるかもしれませんが、川に人が入りやすいといった面もあると思います。

ただ、放流等をしていないので、実際に採る魚がいるかというのは別問題です。

漁業権がないところをどうしていくかについては、県として方向性は特に決まっていません。

岩本委員 漁協がないと規制も何もない訳ですから、川が荒れることになると思います。

土井主査 漁協が放流とか漁場管理等重要な役割を担われています。今、岩本委員が言われたように川が荒れてくる可能性はあります。

岩本委員 それは、県としては放任というか規制をかけることはないのでしょうか。

土井主査 新たにということですか。現段階ではありません。

酒井会長 良く分からないのですが、北海道が全域でひとつの漁協になったのかな。

あれは、どうやっているのでしょうか。良く分かりません。

土井主査 内水面の漁協がということですか。

酒井会長 一つになったのではないですか。
滋賀県もそうかな。滋賀県なってないですか。

米村副会長 滋賀県なってないですよ。
大きな漁協が二つに分かれていますから。海がないところですから。

村田委員 規制のない川で勝手なグループが勝手に放流して、あゆが遡上して来る川がある訳ですよ。

そういう所に勝手に放流して、自分達で楽しむのも全くフリーでやって良いということですか。

土井主査 河川管理者との話し合いはあると思いますが、自分達が放流したから他の人に採らせないということはできません。

酒井会長 あと、特定外来生物はダメですよ。

村田委員 想定しているのは、あゆです。

米村副会長 現状で漁業権の無い所に放流して、一種のNPO法人のような形で楽しんでいる方達は結構います。そういう所は結構あります。

先程、ひとつの例が俵山河川漁協ですね。これ一応廃業しました。

その後の河川を見られたかどうか分かりませんが、非常に荒廃して荒れています。

そういうことが、現状で起こっています。

やはり、我々漁業権を持っている漁協の一つの管理として、河川環境を守るというのも一つの役割になっていますので、そういう面から言ったら確かに一切自分達で作業してどうのということではなく、当然、河川課との話になると思いますが、そういうことである程度制約できるということで、やっているところがほとんどです。

今の問題は、重要な問題だと思います。

村田委員 漁業権のない、漁協のないところですが、そういうところに対して黒字経営の漁協に漁業権を付与し、経営してもらうことで、例えば漁協が無くなったところで、じゃあうちが引き受けましょうということで、増やして行くとか、赤字の会社には当然やらせられませんが、黒字を出している漁協であれば、任せても良いのかなと思っています。

我々、遊漁者の立場から言うと、やはり、そういう風にしていただくと嬉しいし、色々な利便性が増すし、力のある漁協と力のない漁協とのレベル差が、この場で言うのも失礼ですが、かなり大きい。

インターネットの利用の仕方、遠くから来る人もたくさんいます。

特にあゆの場合、全国を股にかけて歩く人も多い訳です。

そういう人達は、ほとんどネットで調べて全てをやっている。

そうするとそういう媒体についても、専門のスタッフが居る漁協、そういう所でないとこれからは経営できないと思います。

漁協の経営体質そのものを変えて行く必要があると思いますが、そういう風に重合、連合というのもあっていいと思います。

そこに会社と同じ考えを持ち込む必要があると思います。

絶対赤字の会社にはやらさない。黒字でなければ絶対ダメということは原則だとは思いますが。

酒井会長

自分の地元でないところでやるのは中々大変だと思います。

漁協が無くなったからと言って、じゃ、やるかということ黒字だけど、ぎりぎり自分のところだけで黒字で、それを引き受けた時に、赤字に転換するのであれば、手を出しにくいですよ。

止めようかというちょっと前にそういう検討を始めるとか、あるいは、県で一つの漁協にするとか、他の県でもそういうところを今後検討していかなければいけないだろうなと思います。

村田委員

募集するだとか、こういうのを立ち上げてやる気のあるボランティアの人いませんかとか-----

酒井会長

地元がそれを受けるかどうか。色々ですね。

村田委員

当然、川がある地元で応募する人いませんか-----

米村副会長

ちょっとこれなのですが、山口県の河川漁協の2/3位はどうかこうにか維持している状態で、助成金にしても非常に少ない金額、あるいはダム湖からいただいている、中電とかですね、そういうところからいただいている助成金がありますけれども、その範囲内でやるというのはぎりぎりの感じなのです。

我々の中でも話が出ますが、後5年先にはいくつ漁協が無くなるかねえというのが現状です。

助成金はほんのわずかのもので、それと遊漁券、これについても人が来ないと集まらないというようなことで、非常に経営は苦しいのが現状です。

ただ、今言われるように他の河川まで面倒を見ることはできない、そういう風な現状でありますので、我々漁協の立場からすると、今回種苗の値上がり、これがありましたが、その関係だけで相当な金額になります。

上がった分をどこでフォローするのかということになりますと、助成金はある程度一定で決まっていますから増える要素はありません。

ということで、これも場所、場所によって違いますが、一種の水産振興の協力金ということで、河川工事の関係のものを充てないとやっていけないというのが現状です。

非常に厳しい経営の中、このままの状態で行くとある程度の行政の支援を増やさないとこっちもさっちも行かないという風な状況になるので

はないかと懸念しているのが現状です。

そういうことで、非常に厳しい経営の中で、たまたまですが、私共の河川は色んな公共事業とか、その他太陽光の関係とかの形で、協力的なものが入りますので、少しでも余剰金が出る運営をしていますので、そういう面で言うと恵まれているという風に思っています。

現状は非常に厳しい、これからどうやっていくのかが、山口県だけでなく、全国的にそういう問題が、振興大会でも議題として上がってきているのが現状です。

酒井会長 公募にしてもどういう人が公募に応じてくるのか、どうやって縛るのか、やってはいけない事までやられては困りますので-----

まあ、大変でしょうね。

これから将来に向けては、試みとして、パイロット事業として成功例が出てくれば-----

村田委員 例えばなのですが、私共が所属している日本釣振興会ですね、一応数億円規模の財団なのですが、そこにこの川一本任せるよ、本部が了解するかは別の話ですが、この川一本、お宅の財団で管理して、漁協と同じ行動ができませんかと言われれば、多分できると思います。

そう莫大な費用がかかる訳でもありませんし、事務的なものも100人位は簡単に集めることもできますし、ボランティアもいくらでも集められますので、そういう意味では、一本の川を上から下まで任すというくらいのことであれば、十分面白い活動ができると思うのですが-----

酒井会長 内水面漁業協同組合を立ち上げる決まりがあって、これさえ外してくれば、新たな漁協を-----

村田委員 漁協と戦おうとかそういう意味ではありません。

酒井会長 漁協と戦えと言っている訳ではありません。今の規則でクリアーすればその漁協をやってもいいよということでしょう。

私も規則を全て知っている訳ではありませんが、クリアーできるところがあればクリアーして漁協になれるといいですね。

そういうやり方があれば-----

村田委員 我々の組織だと全国に釣道具屋がありますよね。釣道具屋の社員を動かすこともできますし、その問屋を動かすこともできます。

メーカーを動かすこともできます。

酒井会長 それは、漁協としてやって行こうとする組織を造ることは簡単だと思

います。

それをこの川のこの漁協として認可しますよという決まりをまずクリアしなければならない。

村田委員 そこが問題ですね。

酒井会長 そこがどこにひっかかるのかお調べになって、何ならこの規則を変えてくれというように運動をすればよい訳ですよ。

米村副会長 一応、今の段階では、漁協の関係の地区の指定とかあります。それがないと正組合員になれない。

縛りがたくさんあるはずですよ。それを行政の方で認めるかどうかというのが大きな問題です。

その他にも絡むものがたくさんあると思いますが、それを行政の方で認可すれば、おっしゃった様な形でやろうと思えばできると思います。

酒井会長 日本釣振興会は大きな組織ですから、政治家でもそういうのが好きな人がいますから。

お上から来ると動きやすいですよ。

何かしなければ内水面漁協のやり方では、早晩、10年、20年後はダメになります。

今一つあるのは、県又は道で一つの漁協にしてしまうということです。

それを上手く活かすのはこれからなので-----

米村副会長 海は、県一という形、農協はすんなり行きましたが、海の方は、まだ、県一になっていません。

部分的にたくさん残っています。

その辺をどういう風に持つて行くかによって違ってくると思います。

中々難しい問題です。

酒井会長 日釣振のバックグラウンドでも、やったのは良いが金がダラダラ流れるだけなら行政と違うので手を引く可能性があります。

そういうことも国なり地方行政は考えるでしょうね。

絶対、お前等手を引かないという状況でないと-----

ちょっと脱線しましたが、他の意見はありませんか。

ご意見等がなければ、「原案どおりで適当である」旨を回答することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 異議なしと認めます。第3号議案については、「適当である」と回答することとします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について」水産振興課より報告をお願いします。

土井主査 水産振興課の土井です。着座にて説明します。

資料の32ページをお開きください。昨年度の管理委員会でも報告しましたが、法律の第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告についてということで、県に報告が上がって来ていますので、これを内水面漁場管理委員会へ報告させていただきます。

まず、一番目に資源管理の状況等の報告ということで、漁業権漁績と言いますか、漁業権の内容たる漁業の資源管理の状況、漁場の活用状況、その他省令で定める事項について、年に1回、知事に報告することになっています。

当該報告を受けた知事は、漁業権が適切かつ有効に活用されているかの判断の基礎として活用しています。

それで、意見を付して内水面漁場管理委員会に報告し、必要に応じて、適切かつ有効の判断に関して議論を要請する形になります。

2番目の作成留意事項ですが、令和3年2月の県の水産振興課長通知を抜粋しておりますが、当該報告は漁業権の活用状況に関する公的な資料となることから可能な限り内容を充実するよう努める必要があります。

報告書の作成に当たっては、労務負担の軽減する観点から3つの工夫を挙げています。

一番上の複数の共同漁業権の免許を受けている場合においては、漁業権ごとに行使者数や水揚量、金額を区分することが困難な場合は、複数の漁業権をまとめて作成してよいですよ。

二番目は、一部の漁業の種類を統合して集計、記載していいですよ。

三番目は、水揚量や水揚金額に関しては、現行の各漁業協同組合の業務執行体制において把握できる範囲において集計、記載し、これ以外にも系統外出荷が存在することを記載すればいいですよとしています。

3番目の提出状況なのですが、第1種共同が4件、第5種共同が17件、区画が3件となっています。

別添A3の資源管理の状況等の報告で取り纏めています。

全てを説明するのは難しいですので、時間がある時に見ていただきたいと思います。

33ページに意見を記載しています。

一ポツ目にありますように、提出された報告について、「改正保漁業法

に基づく海面利用制度等の運用について」の別紙３「法第９１条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート」に基づきまして、確認したところ、一部において魚種別の採捕数量が把握できていない漁業権が見受けられました。

この報告については、令和２年１２月に施行された改正漁業法により新設されたものであり、漁協によっては採捕実態を把握したくても、指導上の根拠がなく困っているとの意見も出されたことから、漁業権切替えに合わせて、国の指導も踏まえ、漁業権行使規則に「所属漁協に組合員行使権に基づいた魚種別採捕数量等に関する報告義務」を盛り込んだところでは。

現状において、法第９１条第１項に基づく指導及び勧告の対象となる事例はありませんが、漁業権の利用実態を把握して、適切かつ有効に活用することは漁業権者に課せられた義務であることから、引き続き適切な制度運用を各漁協に指導するとともに、今後、指導及び勧告の実施基準について検討し、法第９１条第１項に該当するような事例が確認された場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で、指導することにしたいと思っています。

参考までに３４ページ以降に根拠法令を掲載しています。

以上で報告を終わります。

酒井会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありますか。

-----質問なし。-----

酒井会長 よろしいですか。

続いて、報告事項イ「山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の策定について」事務局より報告をお願いします。

向井事務局長 事務局向井から説明します。

資料は、別綴じで山口県内水面漁場管理委員会告示第○号と書いてある資料をご覧ください。着座にて説明します。

近年の行政文書への社会的関心の高まり、それからデジタル化、オンライン化の対応のために、県では、昨年３月１４日に山口県公文書管理条例を制定しました。

県では知事部局、県議会、当管理委員会を含めた関係機関が全庁的、統一的な公文書に係るルールを作ろうということが決定されています。

当管理委員会においても、知事部局が定める公文書管理規程に倣って委員会独自で公文書管理規程を作成することとなりました。

この度、学事文書課法令班の審査を受けて、資料にありますような「山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う公文書に関する規程」を策定しま

したので、当委員会に報告するものです。

内容については、3 ページ目の第三条にありますとおり、当委員会の事務局長を総括文書管理者として当委員会の公文書の適正な管理を行わせるということと、5 ページ目、文書番号とか、6 ページ目にありますように公示する場合の記号とか、番号のルールをこの規程により明文化したものです。

それから7 ページの第九条にございますが、公文書の管理については、知事が取り扱う公文書の管理に関する規程の規定の例によるということで、知事部局の公文書管理規程に倣って運用することとしています。

なお、知事部局の公文書管理規程ですが、かなりのボリュームがありますので、本日は資料として添付していません。

この規程については、今年の3月29日に発行される県報に会長名で告示する予定です。

施行は、本年4月1日施行としています。

以上、「山口県内水面漁場管理委員会が取り扱う公文書に関する規程」の説明を終わります。

酒井会長

ありがとうございました。

内水面漁場管理委員会が取り扱う公文書というものがどんなものか私も良く分からないのですが、適正に管理しなければいけないということですね。

その告示ということです。何かご意見、ご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

酒井会長

よろしいですかね。

以上を持ちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

品川委員

先程の資源管理状況の報告のことなのですが、これは各漁協が遊漁者とか組合員にいくら採ったかというのを聞きとって報告しなさいということですよ。

これが適正かどうかというのは、どこが判断されるのですか。

報告すれば終わりということですか。審査か何かあるのですか。

土井主査

漁業権が適切に使われているか、誰も遊漁していないとか、組合員が誰も採っていないということであれば、適切でないと言えますが、まず、そういう基準を作る必要があるねということで-----

品川委員

その基準は何回か提出を受ける中で作成するということなのでしょう

ね。

土井主査 法改正後、できた報告義務ですので、先ずは報告していただくことが大事ですが、一番大事なのは漁業権を適切に活用されているかという点です。

品川委員 そこを判断するのは難しいですね。来た人全部に聞き取る訳にもいきません。

米村副会長 監視業務の中に漁獲を調査すれば良いのですが、毎日、人を出す必要があります。

河川が長いと一人では、対応できません。余分な人件費が掛ってしまいます。

酒井会長 32ページにもこれ以外に系統外出荷が存在しますと書けと書いてあります。

ですから把握できるものを把握して、それ以外あるのは目をつぶってくださいということです。

品川委員 それの積み重ねで判断されるのでしょうか、判断基準はどういうものか非常に難しいですね。

酒井会長 始めてみないと分からないということです。

米村副会長 基本的なことを先ずやってみてくださいとか、そういう基準を出してもらわないと各漁協で混乱します。うちは毎日行くのだとか、余裕がないので1週間に1回とか、そういうので案分して数字を作成するだとか、ある程度の決めごとが必要です。

酒井会長 県の方も出して見てもらわないと、じゃこういう線でというのは出しにくいところがあると思います。

品川委員 分かりました。

酒井会長 他県の例とかも参考に適切に対応してください。よろしくお願いします。

吉中主査 今回の品川委員のご意見ですが、この切替に合わせて組合員から私はなんぼ採りましたとか漁協に報告してくださいという規定を入れたところですので、その辺りを端緒にして漁協もできる限り聞き取りをしていた

だいて、データを集めていただいて、それに基づいて県に報告をして
いただいて、その辺りを見ながら、こうしていった方が良いというの
が出てくると思いますので、漁協と協議しながら進めて行けたらと思
います。
よろしくお願いします。

米村副会長 遊漁者と漁業者の採捕数量ですが、昔は四部六で組合員が六、遊漁者
が四ということでしたが、最近の傾向を見てみますと、六が遊漁者の方
になっています。

それだけ、不明な点が多いというのが出てきています。

私共の漁協は、農林水産統計のご指定を受けていますが、以前から漁
獲高というのは出すようにしていましたので、その傾向から見ると、ど
んどん減少してきています。

遊漁者の話を色々聞きますと、すごい数量が多いのですね。

完全に四部六は逆転しています。

組合員が高齢化しているのもありますし、それだけ、漁ができていな
いのが現状だと思います。

その辺りも考慮しながらやる必要があると思います。

遊漁の確認が非常に難しいというのが現状です。

吉中主査 実際は色々あると思いますので、教えていただいてやって行けたらと思
います。

酒井会長 もうよろしいですか。

じゃ、本日はこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

(15 : 10 終了)

上記のとおり第21期第13回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果
を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人